

守口市附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、その設置、担任する事務その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市が設置する執行機関の附属機関は、次のとおりとする。

(1) 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員		
		定数	構成	任期
守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会	守口市立認定こども園の民間移管に伴って行う認定こども園運営者の選考の基準の策定及び選考に係る審査に関する事務	10人以内	1 学識経験者 2 関係市民団体の代表者 3 市民 4 その他市長が適当と認めた者	1年以内 で市長が定める期間

(2) 教育委員会の附属機関 略

(委員)

第3条 補欠の委員の任期は、前条の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。